

## カンボジアで民法の適用開始 - 長年にわたる日本との共同作業が結実 -

カンボジア王国では、日本の支援により2007年12月に成立した民法を2011年12月21日より適用開始しました。同国での民法適用を記念し、ソク・アン副首相とアン・ボンバタナ司法大臣出席の下、カンボジア王国司法省及び国際協力機構（JICA）共催の祝賀式典が首相府（ピースパレス）にて21日に開かれました。式典には、黒木雅文カンボジア王国駐箚特命全権大使及び鈴木康次郎JICAカンボジア事務所長が参加し、新しい民法の適用を663名の参加者と共に祝いました。

カンボジアでは、かつてフランス民法の影響を受けた旧民法が存在しましたが、1970年代半ば以降のポル・ポト政権下で事実上廃止されて以降、社会生活関係の法律を体系的に定めた基本法が存在していませんでした。また、内戦中に、多くの知識人が虐殺され、国内で生き残った法律家は10人に満たなかったと言われています。



この法制度の根幹を成す民法の起草を、国際協力機構(JICA)はカンボジアで1999年から支援してきました。日本の支援の特徴は、日本の民法をそのまま翻訳してカンボジア側に渡すのではなく、日本の民法学者、裁判官、弁護士等が、カンボジア司法省関係者と議論を重ね、カンボジア社会の現状とニーズをふまえた法律となるよう配慮し、共同で作り上げてきた点です。また、起草にとどまらず、立法過程や運用を支援するため、弁護士、裁判官、検察官の養成機関に日本から現役の弁護士、裁判官、検察官等の法律実務家を長期派遣し、きめの細かい人材支援を続けています。カンボジア側の人材育成も進み、今回よ

うやく民法が適用されることとなりました。

新しい民法は1305条から構成され、日本の現・旧民法およびカンボジアの旧民法、現行の民事法令のほか、フランスやドイツの民法、さらに国際物品売買条約などの国際的動向も参考にして起草されており、日本で現在進められている債権法改正の議論を先取りした内容も含まれています。

経済発展の続くカンボジアでは、明確かつ公正で民主的な法制度の整備は急務であり、民法が適用されることにより、私人・私企業間の権利義務や取引関係のもっとも基本的なルールが、明確な基準として機能しはじめることとなります。これにより、外国資本の一層の進出も促進されることが期待されます。

<プレスリリース問い合わせ先>

JICA カンボジア事務所

広報班 下地

Email:ShimojiMihoko.CM@jica.go.jp

Tel: +855-(0)-23-211-673

Fax: +855-(0)-23-211-67